

消費者教育推進部会の位置付け

京都市消費生活審議会

(京都市消費生活条例)

消費者教育推進地域協議会

(消費者教育の推進に関する法律第20条)

【構成】

[審議会委員] 20人以内で組織

学識経験者、事業者団体に所属するもの、消費者団体に所属するものその他市長が適当と認める者

- ・学識経験者 8人(学術研究者5, 弁護士2, マスコミ関係者1)
- ・事業者団体 4人
- ・消費者団体 5人
- ・その他 3人(高齢福祉団体1, 公募市民2)

[専門委員](条例第39条)

【所管事務】

- ①消費生活基本計画の策定, 変更について意見を述べること。
- ②消費生活基本計画に基づく施策の実施状況の報告を受けること。
- ③**条例の施行に関する重要事項**について, 市長の諮問に応じ, 調査及び審議し, 意見を述べること。
- ④表示・包装3基準の策定, 改正について意見を述べること。
- ⑤不適正な取引行為として別に定め, 変更することについて意見を述べること。
- ⑥調停

【構成】

- ・消費者, 消費者団体
- ・事業者, 事業者団体
- ・教育関係者
- ・消費生活センターその他の市関係機関等

消費者行政推進会議

消費者教育専門委員会

【構成】消費者教育に係る担当課庁内における消費者教育の情報を集約・施策を推進する組織として設置

消費者教育推進部会

【構成】

[審議会委員] 学識経験者 2人, 消費者団体 2人, 事業者団体 2人
 [専門委員] 教育関係者 2人

【所管事務】

条例第24条1項及び2項の施行に関する重要事項として, 法第10条第2項に規定する, **消費者教育の推進**に関するものを, 条例施行規則第20条第1項に規定する「特別の事項」として, **調査及び審議する。**

④: 表示・包装適正化部会

⑤: 消費者苦情処理部会

⑥: 調停部会